

九州1 球磨川樹木採取区における樹木採取権者の公募要項V-2に基づく質問及び回答

No	資料名	貸与等	該当箇所	質 問	回 答
1	別紙15 樹木採取権 運用協定書（案）		第47条 委託又は請負の規 制	樹木採取権対象地の伐採の際に、下請け業者 への作業委託は可能か 例：架線作業が発生した場合など	樹木の採取に必要な作業を作業委託することは可能です。 委託先が決まっている場合は、申請様式2-3の実行体制や7- 1雇用の状況に含めるなど、申請に反映して下さい。 これ以外の第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、 あらかじめ国に対して別紙様式22号により申請し、国の承認を得 て下さい。
2	別紙15 樹木採取権 運用協定書（案）		第50条 木材の安定取引の 目標に関する樹木 採取権存続期間中 の報告等	搬出材積の諸要件（安定取引協定者への木材 取引計画など）がクリアできなかった場合の罰 則はあるのか	樹木採取権者は、設定の3年後、5年後、8年後、10年後に国の 規定する期日までに（1）、（2）、（3）の事項に関する状況を 別紙様式第29号により報告することとなっています。 申請時における計画がクリア出来なかった場合は、国はその理由 の確認や追加の報告等を提出していただくなどの対応を求めること となります。
3	別紙15 樹木採取権 運用協定書（案）	貸与資料	別紙5 収穫調査の実施及 び樹木料の算定方 法	樹木料評定式に関して近隣の原木市場等の丸 太価格を変数として用いているとの記載があり ますが近隣とはどの地域となりますでしょうか。	樹木採取区の所在する販売ブロックを中心とした地域を採用して います。 なお、樹木採取区地域の立木販売結果を貸与資料とすることとし ています。申請予定者が必要な者は、樹木採取権希望する者の公募 要項V-3（2）の定めるところにより貸与しますので、貸与手続 をお願いします。
4	別紙15 樹木採取権 運用協定書（案）		別紙5 収穫調査の実施及 び樹木料の算定方 法	立木の評定額（樹木料）は毎年算出される ことですが、10年間の中で現在のウッド ショックの相場が含まれる年はあるのでし ょうか。	樹木料の評定は、近隣の原木市場等における直近1年間の丸太価 格の平均を変数の一つとしています。評定の時期については、樹木 採取権者が毎年度提出する実行計画に記載される採取予定の伐区と 採取開始時期を踏まえて評定を行いますので、記載いただく採取開 始時期によっては、いわゆるウッドショック時の相場が含まれる場 合があります。
5	別紙15 樹木採取権 運用協定書（案）		別紙5 収穫調査の実施及 び樹木料の算定方 法	各区域の立木の調査方法は標準地調査及び毎 木調査のどちらになるのでしょうか。	毎木調査（樹高曲線調査法）となります。 ※樹高曲線調査法 経緯は毎木となります。樹高については、区域の地形（尾根～谷 などへの方向）を図面等で確認し標準木を決定、標準木の樹高を測 定し、樹高曲線法により直径階を同じくする立木の平均樹高を算出 する方法です。

6	別紙14 樹木採取権実施契 約書（案）		第10条 実行計画の変更	各年度の作業計画対象伐区の施工が早期に完了した場合、年度計画以外の対象地（例えば翌年に計画していた伐区など）の伐採は可能か	樹木採取権者が、当該年度に樹木の採取を行う伐区として選択した伐区以外の、施業計画において樹木を採取することとされている伐区で樹木の採取を希望するときは、樹木採取権者は、当該変更に係る実行計画案を別紙様式第3号により国に提出し、承認を得て樹木料を納付すれば採取は可能となります。 実行計画の変更は、当該前年度の2月末日までに1回及び当該年度の8月末日までの計2回のみ行うことができます。 ただし、単年度に採取出来る上限面積は採取の基準で定められており、それを超えることはできません。 なお、実行計画案以外の採取区において収穫調査未実施の場合、収穫調査、樹木料の評定及び樹木料の納付など数ヶ月の期間を要することがあるため、ご希望に添えないこともあります。
7	別紙14 樹木採取権実施契 約書（案）		第30条 取引事業者の変更 の届出等	安定取引協定を締結した川中・川下業者が計画年度内に離脱（計画実行が困難な場合や倒産など）した場合はどうなるのか。	樹木採取権者は、別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画に基づく取引事業者で主要取引先に当たる事業者の変更などが必要となります。 変更後遅滞なく、変更があった旨について理由を付して、国に対して変更後の当該事業者との別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画とともに別紙様式12号により届け出て下さい。
8	別紙14 樹木採取権実施契 約書（案）		第12条第3項	実行計画案に記載された採取開始予定時期の20日前までに樹木料の確定通知を発するとともに、当該樹木料に係る納入告知書を発出するとあります。 樹木料の納入告知書に関して、納入する期日に関しては当該年度内において国にと協議を行い対象林分毎に年度内の作業計画を考慮した納付を行うことは可能でしょうか。 例）6月に伐採を予定する林分に関しては4月中旬に納付として8月から伐採を予定する林分に関しては6月中といった方式で年度内のスケジュールに応じた納付が可能か。	ご質問では、事業の進捗状況に応じて採取開始時期と樹木料納入時期の変更を当年度中に行うことができるか、ということと思いますが、採取期間は樹木料の納付した後から3年間ありますので、前年度7月末日までに提出いただく実行計画案の作成にあたり、採取開始時期をやや早めることなどについてご検討いただき、事業に影響がないような計画の作成をお願いします。
9	申請書様式	貸与資料	参考様式 採取希望時期 （任意提出）	採取希望時期の提出が任意にて行うこととされていますが、九州森林管理局にて施業計画予定（案）があれば参考にしたいのでお示しいただきたい。	九州森林管理局において、10年間の年度別採取区（案）を作成しています。 申請予定者が必要な者は、樹木採取権希望者の公募要項V-3（2）の定めるところにより貸与しますので、貸与手続きをお願いします。

10	申請様式		5の4 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図	原木の販売協定先を例えばA者（樹木採取権社）⇒B社（流通）⇒C社（製材所等）⇒D社（工務店等）としまして、①弊社がA社の場合、B社とC社とD社の協定も必要となるのでしょうか。また、②弊社がB社の場合A社とB社の協定は必要となることは存じておりますが、C社とD社の協定に関してはどのようなのでしょうか。	①の場合、A社はB社と直接協定を締結していただくこととなりますが、A社とC、D社との協定は、B、C、D社間でそれぞれ協定を締結していただければ、直接協定を締結しなくても問題はありませぬ。②の場合もB社はA社とC社とは直接協定を締結していただく必要がありますが、C、D社間で協定を締結していただければ、B社がD社と直接協定を締結しなくても問題はありませぬ。
11	申請様式		5の4 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図	協定は関係者が連名して1つでなければいけないのか、直接取引のある個々の事業者間で複数となってもかまわないのか。	どちらでも可です。 申請様式5の4 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図で確認できれば複数の協定であっても問題はありませぬ。
12	申請様式		5の2（4） 木材の新規需要開拓の内容	製材業者によると商社から先は決まっていないう状況とのことであるが、そのような状況で申請しても審査は通るのか。	その場合、2に記載のある新規需要開拓の内容で製材業者が需要の開拓を行っていることが確認できることが必要です。 なお、別途審査基準通知第1の1（1）ウ（オ）を満たす必要があることから、当該製材業者と商社との協定のみを川中と川下との安定取引協定として審査した場合には審査には通りませぬ。
13	造林事業請負契約に関する質問	貸与資料		造林事業請負予定価格積算要領についてお示しいただいているため併せて標準単価についてもお示しいただきたい。	ご質問の標準単価は、熊本県が定めている「森林環境保全整備事業標準単価」のようなものと思いますが、国有林においては同様の標準単価は設定しておらず、また、造林の積算に係る単価は公表していないため、お示しすることができませんが、参考資料として該当森林管理署における一貫作業システムの造林請負事業（植付け、シカネット設置）の入札結果を貸与資料として整理しております。 申請予定者が必要な者は、樹木採取権希望者の公募要項V-3（2）の定めるところにより貸与しますので、貸与手続きをお願いします。
14	別紙16 造林事業請負契約に関する事項			地拵え費は造林費及び出材費どちらに含まれるのでしょうか。	地拵え経費は造林費に含まれます。 但し、樹木採取区においては、一貫作業システムを基本としていることから、九州局では枝条整理（かき分け作業）として現地状況に応じて必要な経費を造林費に見込むこととしています。

15	別紙18 評価一覧表及び評価基準表		評価一覧表 評価基準表	事業体選定の審査評価点において、何点ぐらいが審査クリアの条件になるのか	審査については、審査基準に適合しているかを確認するもので、点数で判断するものではありません。 審査基準に適合していると認められる者について、評価基準に基づき評価し点数を付けます。 点数については選定における最低点は設定しておらず、より点数が高い者が樹木採取権者に選定されます。
16	参考			現在、樹木採取権は九州では熊本南部署のみとなっておりますが、今後1,2年の直近で他のエリアにて公募の予定等ございますでしょうか。	九州1 球磨川樹木採取区を含む今回の全国10箇所の樹木採取区での権利の設定は、パイロット的な試みとして実施しているところです。今後につきましては、実施状況等を踏まえ検証することにしており、他のエリアの公募予定等につきましては未定です。